平成２３年（フ）第６０４号
静岡県浜松市中区富塚町1234番地の３
破産者　川畑　貴志
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８１号
熊本県荒尾市一部1761番地
破産者　黒木　次弘
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１６５号
宮崎県小林市南西方1891番地14　ロングハウス島５号、前住所宮崎県小林市細野1126番地２
破産者　谷屋　公子（旧姓吉田）
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２号
神戸市東灘区本山中町３丁目１番４号ハイツ本山502号、旧住所神戸市東灘区本山南町８丁目３番１―405号
破産者　松田　芳征
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第３号
神戸市東灘区本山中町３丁目１番４号ハイツ本山502号、旧住所神戸市東灘区本山南町８丁目３番１―405号
破産者　松田　美和
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１６２８号
横浜市西区浅間台40―25　吉田めぐみ方、住民票上の住所埼玉県川口市大字新堀1308番地
破産者　吉田　正直
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２９号
横浜市西区浅間台40―25　吉田めぐみ方、住民票上の住所埼玉県川口市大字新堀1308番地
破産者　吉田まなみ
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３７号
埼玉県上尾市五番町７番地15　ＭＵ　ＡＤＡＭＡＳ102
破産者　池田　哲也
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７５号
さいたま市浦和区本太２丁目14番19号、破産手続開始決定時の住所さいたま市浦和区岸町５丁目４番11号　コーポくすのきＢ号棟201号
破産者　小菅　　譲
１　決定年月日　平成24年３月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄和田４番地
破産者　青木　俊悦
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２７０号
長野県大町市社5417番地１
破産者　小林　郁男
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１８号
名古屋市天白区原３丁目507番地
破産者　山本　浩嗣
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７７号
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟９―13号
破産者　中村オイルこと　中村　信康
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３８号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地26棟410号
破産者　Ｈ・Ｓ企画こと　橋本　静雄
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２０号
愛知県日進市香久山４丁目201番地13　102棟504
破産者　小田　　哲
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２５１号
名古屋市守山区野萩町10番２号　エポック喜多山208号
破産者　小林内装こと　小林　浩司
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１８号
堺市東区関茶屋57番地１
破産者　濵中　桂次
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
兵庫県西脇市寺内335番地の１
破産者　松本　孝博
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１６号
鳥取県日野郡日南町生山438番地１
破産者　垰田　敏治
１　決定年月日　平成24年３月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部